

兵庫県公報

平成30年11月13日 火曜日 第 3054 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	2
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	2
○ 尼崎西宮芦屋港港湾計画の変更（港湾課）	3
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
○ 同 上（同）	4
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	5
○ 落札者等の公示（管理課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（県立農林水産技術総合センター）	10
選挙管理委員会告示	
○ 公職選挙執行規程の一部を改正する規程	11
○ 平成27年兵庫県選挙管理委員会告示第77号の訂正	19
○ 平成28年兵庫県選挙管理委員会告示第94号の訂正	19
○ 平成29年兵庫県選挙管理委員会告示第121号の訂正	19
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	22

告 示

兵庫県告示第979号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

見土呂土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 河 茂 孝	加古川市上荘町見土呂636番地の1
同	岸 本 敏 雄	同 市上荘町見土呂528番地
同	大 山 吉 政	同 市上荘町見土呂388番地
同	大 西 博 一	同 市上荘町見土呂465番地
同	三 柳 幸 男	同 市上荘町見土呂537番地
同	山 河 永 佑	同 市上荘町見土呂312番地

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30丹波位置 0001号	30. 10. 29	丹波市柏原町柏原字勝部3060番 2 の一部	6. 00	33. 18

~~~~~

**兵庫県告示第985号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                              | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H30淡路位置<br>0007号 | 30. 10. 29       | 洲本市物部字池尻282番 1 の一部、282番 2 の一部、282番 3 の一部、283番の一部 | 6. 00         | 51. 00        |

**公 告**

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|--------------------|---------------------|
| 塩市(2) I<br>(117000047) | 高砂市米田町塩市（別図1のとおりに） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月21日（水）から同年12月5日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所及び高砂市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

(3) 提出期限

平成30年12月5日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月4日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第16号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

曾根(3)Ⅰ(117000015)の項中別図15、北脇(1)Ⅰ(117000018)の項中別図18、西浜(3)Ⅰ(117000021)の項中別図20、牛谷(1)(2)Ⅰ(117000022)の項中別図21、竜山(3)Ⅰ(117000026)の項中別図25、竜山(4)Ⅰ(117000027)の項中別図26、北池Ⅲ(117000038)の項中別図36、西浜(7)Ⅲ(117000046)の項中別図44を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月21日（水）から同年12月5日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所及び高砂市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

(3) 提出期限

平成30年12月5日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月4日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 北山(1)Ⅰ<br>(117000001) | 高砂市阿弥陀町北山(別図1のとおりに) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおりに                      |

|                           |                              |         |          |
|---------------------------|------------------------------|---------|----------|
| 魚橋(2) I<br>(117000003)    | 高砂市阿弥陀町魚橋(別図2のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり  |
| 塩市 I<br>(117000004)       | 高砂市米田町塩市(別図3のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり  |
| 竜山(1) I<br>(117000005)    | 高砂市竜山一丁目(別図4のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり  |
| 中筋(1) I<br>(117000008)    | 高砂市中筋五丁目(別図5のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり  |
| 中筋(2) I<br>(117000009)    | 高砂市中筋五丁目(別図6のとおり)            | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり  |
| 阿弥陀(2) I<br>(117000012)   | 高砂市阿弥陀町阿弥陀(別図7のとおり)          | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 曾根(2) I<br>(117000014)    | 高砂市曾根町(別図8のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 曾根(3) I<br>(117000015)    | 高砂市曾根町(別図9のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 牛谷(1)(1) I<br>(117000017) | 高砂市北浜町牛谷(別図10のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 北脇(1) I<br>(117000018)    | 高砂市北浜町北脇(別図11のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 西浜(2) I<br>(117000020)    | 高砂市北浜町西浜<br>姫路市の形町(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 西浜(3) I<br>(117000021)    | 高砂市北浜町西浜(別図13のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 牛谷(1)(2) I<br>(117000022) | 高砂市北浜町牛谷(別図14のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 阿弥陀(3) I<br>(117000025)   | 高砂市阿弥陀町阿弥陀(別図15のとおり)         | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 竜山(3) I<br>(117000026)    | 高砂市竜山一丁目(別図16のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 竜山(4) I<br>(117000027)    | 高砂市竜山一丁目(別図17のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 曾根(5) I<br>(117000028)    | 高砂市曾根町(別図18のとおり)             | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 北脇(2) I<br>(117000029)    | 高砂市北浜町北脇<br>姫路市大塩町(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 中筋(3) II<br>(117000032)   | 高砂市中筋五丁目(別図20のとおり)           | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |

|                        |                                      |         |          |
|------------------------|--------------------------------------|---------|----------|
| 牛谷(2)Ⅱ<br>(117000035)  | 高砂市北浜町牛谷(別図21の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 北池Ⅲ<br>(117000038)     | 高砂市阿弥陀町北池(別図22<br>のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 竜山(6)Ⅲ<br>(117000039)  | 高砂市竜山一丁目(別図23の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 竜山(7)Ⅲ<br>(117000040)  | 高砂市竜山二丁目(別図24の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 地徳(4)Ⅲ<br>(117000041)  | 高砂市阿弥陀町地徳(別図25<br>のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 曾根(7)Ⅲ<br>(117000042)  | 高砂市曾根町(別図26のと<br>おり)                 | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 曾根(8)Ⅲ<br>(117000043)  | 高砂市曾根町(別図27のと<br>おり)                 | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 西浜(6)Ⅲ<br>(117000044)  | 高砂市北浜町西浜(別図28の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 魚橋(3)Ⅲ<br>(117000045)  | 高砂市阿弥陀町魚橋(別図29<br>のとおり)              | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 西浜(7)Ⅲ<br>(117000046)  | 高砂市北浜町西浜(別図30の<br>とおり)               | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 地徳川(1)Ⅰ<br>(217000001) | 高砂市阿弥陀町地徳(別図31<br>のとおり)              | 土石流     | 別図31のとおり |
| 地徳川(3)Ⅰ<br>(217000003) | 高砂市阿弥陀町地徳(別図32<br>のとおり)              | 土石流     | 別図32のとおり |
| 北山(3)Ⅲ<br>(217000012)  | 高砂市阿弥陀町北山<br>加古川市西神吉町辻(別図33<br>のとおり) | 土石流     | 別図33のとおり |

(別図 1 から別図33までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月21日(水)から同年12月5日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所及び高砂市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所河川砂防課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

(3) 提出期限

平成30年12月5日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月4日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。